

特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例の制定について

特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例を次のように制定する。

令和五年六月十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）第三十八条第三項、第四十五条第一項及び第五十四条第一項の規定により、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第三条 法第三十八条第三項の標識は、次の各号に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
 - 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
 - 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要
 - 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
 - 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
 - 六 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第四条 法第四十五条第一項の標識は、次の各号に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
- 二 保全調整池の容量及び構造の概要

三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨

四 保全調整池の管理者及びその連絡先

五 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設置するものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第五条 法第五十四条第一項の標識は、次の各号に掲げる事項を明示したものとする。

一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号

二 貯留機能保全区域の位置

三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

四 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設置するものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

日」に改め、同条中第二項から第四項までを削り、同条第五項中「（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）」及び「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法附則第十二条の三第二項第二号に規定する排出ガス保安基準で同号の総務省令で定めるもの」に、「平成二十一年天然ガス車基準」を「同号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に、「法附則第十二条の三第五項第二号」を「同項第二号」に改め、同項第三号中「附則第十二条の三第五項第三号」を「附則第十二条の三第二項第三号」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同条第二項第四号に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「法附則第十二条の三第五項第四号」を「同条第二項第四号」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第二項第五号に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「法附則第十二条の三第五項第五号」を「同条第二項第五号」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準」を「法附則第十二条の三第二項第六号に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第二項第六号に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」に、「法附則第十二条の三第五項第六号」を「同条第二項第六号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項第一

号中「附則第十二条の三第六項第一号」を「附則第十二条の三第三項第一号」に改め、同項第二号中「附則第十二条の三第六項第二号」を「附則第十二条の三第三項第二号」に改め、同項第三号中「附則第十二条の三第六項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「から第三項まで及び第五項」を「及び第二項」に、「第二項及び第五項」を「第二項」に改め、「第三項に規定する自動車にあつては同表の中間軽課税率（年額）の欄に定める額を」を削り、同項を同条第四項とする。

附則別表第一中「第六項」を「第三項」に改める。

附則別表第二中「から第五項まで」を「及び第二項」に改める。

附則別表第三中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第四項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七十四条の三第一号及び第二号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（自動車税の環境性能割に関する経過措置）

2 改正後の千葉県税条例（以下「新条例」という。）第七十四条の三の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 新条例附則第九条の規定は、令和五年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

議案第三号

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年六月十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一博物館の項駐車場使用料の目を次のように改める。

現代産業科学館駐車場使用料	大型自動車及び中型自動車	一台一時 間三十分 を超え三 十分を増 すごとに	三百円
	準中型自動車及び普通自動車	一台一時 間三十分 を超え三 十分を増 すごとに	百円

(摘要)
大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車とは、それぞれ道路交通法施行規則第二条の表に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車をいう。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年六月十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条、第三十条及び第三十八条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第四十九条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条及び第九十三条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第一百一条第一項中「厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条」を「こども家庭庁組織規則(令和五年内閣府令第三十八号)第十六条」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

第二条 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)に基づくものの項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同表厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号)に基づくものの項中「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号)」を「内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則(令和五年内閣府令第四十四号)」に、「第六条に」を「第九条に」に改める。

(千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部改正)

第三条 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例(昭和五十五年千葉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表障害児入所支援利用料の項、障害児通所支援利用料の項、医療型児童発達支援利用料の項及び障害児相談支援利用料の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表障害福祉サービス利用料の項、計画相談支援利用料の項及び器具料の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第四条 千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表器具料の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第六条第九項、第七条第九項、第五十六条第三項及び第六十三条第四項中「入所している」を「通所している」に改める。

第九十二条第五項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第四十五条第二項中「基準省令」を「基準命令」に改め、「により」の下に「こども家庭庁長官及びび」を加える。

第四十九条第二項中「読み替える」の下に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第四十五条第二項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第五十六条第二項及び第五十七条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第九十九条第三項及び第九十八条の三中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第九十九条第一項第二号イ中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号ロからニまでの規

定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第二百一条の四第一項第二号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第二百六条及び附則第二条第一項一号中「基準省令」を「基準命令」に改める。

附則第九条第一項及び第二項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第五号

職業能力開発校設置管理条例及び千葉県立障害者高等技術専門校
設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

職業能力開発校設置管理条例及び千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年六月十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

職業能力開発校設置管理条例及び千葉県立障害者高等技術専門校
設置管理条例の一部を改正する条例

(職業能力開発校設置管理条例の一部改正)

第一条 職業能力開発校設置管理条例(昭和三十九年千葉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県立テクノスクール設置管理条例

第一条中「第十六条第三項の規定により、法第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校(以下「職業能力開発校」という。)の」を「第十六条第一項の規定により県が職業能力開発校として設置するテクノスクール(以下「テクノスクール」という。)について、同条第三項の規定により、その」に改める。

第二条中「職業能力開発校」を「テクノスクール」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
千葉県立市原テクノスクール	市原市平田九八一番地七
千葉県立船橋テクノスクール	船橋市高瀬町三一番地七
千葉県立我孫子テクノスクール	我孫子市久寺家六八二番地一
千葉県立旭テクノスクール	旭市鎌数五、一四六番地一八
千葉県立東金テクノスクール	東金市油井一、〇六一番地六

第四条、第五条、第六条第一項、第七条、第八条、第九条の二、第十条第一項及び第十一条から第十三条までの規定中「職業能力開発校」を「テクノスクール」に改める。

(千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例の一部改正)

第二条 千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例(昭和五十七年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例

第一条中「千葉県立障害者高等技術専門校」を「千葉県立障害者テクノスクール」に改める。

第二条中「千葉県立障害者高等技術専門校（以下「専門校」を「千葉県立障害者テクノスクール（以下「障害者テクノスクール）」に改める。

第三条から第七条までの規定中「専門校」を「障害者テクノスクール」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十二年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二職業能力開発校設置管理条例（昭和三十九年千葉県条例第十八号）に基づくものの項中「職業能力開発校設置管理条例」を「千葉県立テクノスクール設置管理条例」に改める。

別表第三職業能力開発校の授業料の項中「職業能力開発校」を「テクノスクール」に改める。